

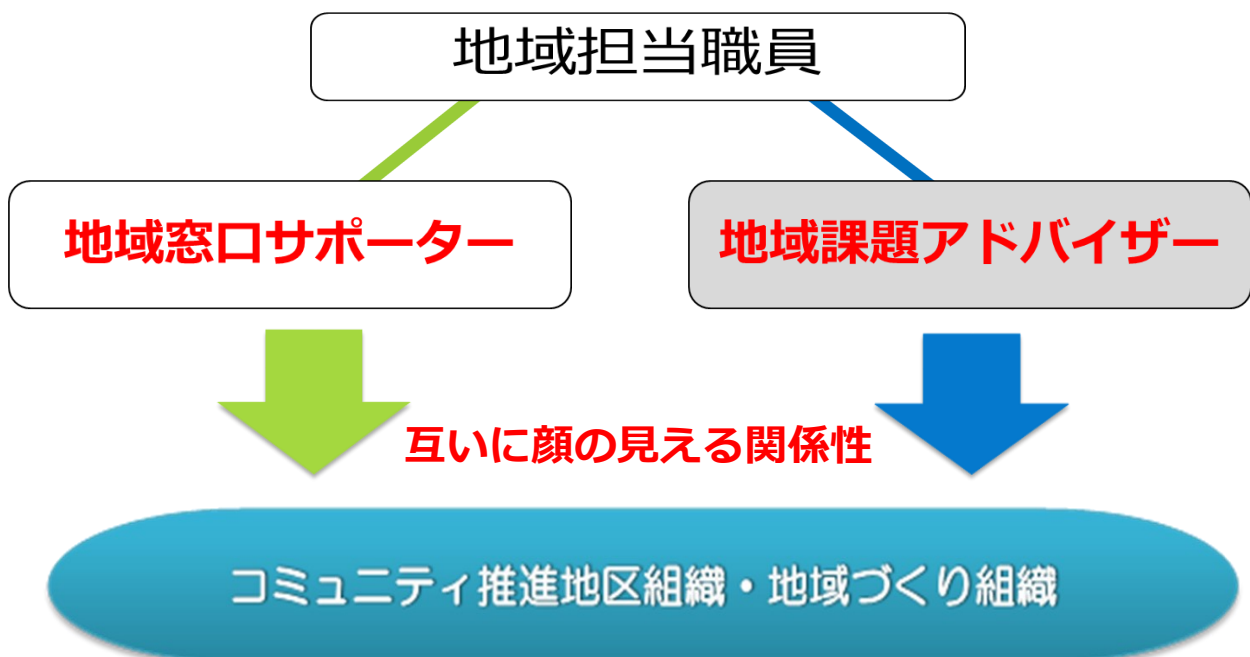
地域担当職員制度について

地域の皆様と意見を交換する中で、寄せられた意見を取り入れて策定した「盛岡市地域づくり協働推進計画（R3～R7）」に基づき、地区の総会等へ出席し、地域要望の取次ぎなど行う市職員を「地域窓口サポーター」として配置するとともに、地域課題を地域と一緒に考える市職員を「地域課題アドバイザー」として要望に応じて配置します。

ポイント

1	総会等へ出席、要望取次を行う役割の 「 地域窓口サポーター 」
2	地域課題の解決を地域と一緒に考える役割の 「 地域課題アドバイザー 」
3	さらなる地域と市の 「 互いに顔の見える関係性 」を築く


※ 制度イメージ図



二つの地域担当職員の役割


1 地域窓口サポーター

地区の総会等へ出席し、地域要望の取次ぎなどを行う市職員です。

人数	各地区2人	
職員	地区に居住する市職員を優先して配置	
役職	課長級～次長級1人と係長級1人	
任期	2年間	
役割	<ul style="list-style-type: none">① 地区の会議やまちづくり懇談会への出席② 地域に必要な情報の提供③ 地域の要望を市担当課へ取次ぐ④ 地区のイベント等の視察による情報収集・情報発信⑤ 被災箇所を発見した場合、災害警戒本部への連絡⑥ 暮らしの安全課からの依頼に基づく、空き地・空き家の状況把握	

2 地域課題アドバイザー

地域課題の解決を地域と一緒に考える市職員です。

人数	要望のあった地区に2人程度	
職員	地域課題の市関係課の職員を配置	
役職	特定しません	
任期	設定した目標に到達するまで(2年以内)	
役割	<ul style="list-style-type: none">① 地域課題の会議等への出席② 地域課題の解決に必要な助言・情報提供③ 市関係課との連絡調整④ 地域の要望を市担当課へ取次ぐ⑤ 課題取組の報告書の作成	